

京都嵯峨芸術大学 芸術学部 学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法に規定する教育の目的と方法に則り、弘法大師空海の思想と実践に学び、その精神を現代の高等教育に活かすこと、その思想の実現を図る芸術教育を通して創造性の開発と人間性の涵養を目指すことを建学の精神として、社会に貢献する有用な人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、改善・充実に努める。

2 前項の目的を達成するための点検の項目、実施体制等の細目は別に定める。

第2節 学部、学科および学生定員

(学部および学科)

第3条 本学に大学院および学部並びに学科を置く。

学 部	学 科
芸術学部	造形学科 デザイン学科

2 大学院の規則については別に定める。

3 学部および学科の学生定員は次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
芸術学部	造形学科	85名	16名	372名
	デザイン学科	95名	13名	406名
計		180名	29名	778名

第3節 学年、学期および休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を前期、後期の2学期制とし、期間は次の通りとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次の通りとする。但し、休業日でも授業を行うことがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 春期休業 3月21日から4月3日まで
 - (4) 夏期休業 7月22日から9月23日まで
 - (5) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで
- 2 学長は、前項第3号から第5号までの休業日については、その期間を変更することができる。
 - 3 学長は、特に認めた場合、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第4節 教職員組織

（教職員組織）

第7条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授、准教授、講師
- (3) 事務職員および技術職員
- (4) その他必要な教職員

第5節 教授会

第8条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会の構成員は、次の各号の者とする。
 - (1) 学長
 - (2) 教授
 - (3) 准教授
 - (4) 講師
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 3 教授会は、学部に関する次の事項を審議する。
 - (1) 学則・規程に関する事項
 - (2) 教員の人事に関する事項
 - (3) 教育および研究に関する事項
 - (4) 教育課程に関する事項
 - (5) 学生の入学、編入学、転学、休学、復学、退学、除籍および卒業に関する事項
 - (6) 学生の課外活動および学生生活に関する事項
 - (7) 学生の賞罰に関する事項
 - (8) その他大学の教育、研究および運営に関して学長が必要と認めた事項
- 4 教授会の組織および運営については、別に定める。

第2章 芸術学部 学生

第1節 修業年限および在学年限

（修業年限）

第9条 本学の修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第10条 在学期間は、8年を超えることができない。但し、休学の期間は算入しない。又第16条および第17条の規定により入学した者は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在学することはできない。

第2節 入学

（入学）

第11条 入学は、学年の始めとする。

（入学資格）

第12条 入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）高等学校を卒業した者
- （2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- （3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- （4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5）文部科学大臣の指定した者
- （6）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定（昭和26年文部省令第13号）に合格した者
- （7）その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学志願等）

第13条 前条の規定により入学を志願する者は、入学願書に入学検定料および別に指定する書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定める入学者の選考を行う。

第14条 前条の入学者選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学誓約書、その他本学の指定する書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 前項の期日については、別に定める。

3 学長は前項の入学手続きを完了した者（入学金免除の申請が受理された者も含む）に入学を許可する。

（外国人留学生）

第15条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障がない限り、特に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の選考および入学については、別に定める。

（再入学）

第16条 願いにより本学を退学した者又は第37条(3)による除籍者が、退学又は除籍後に再入学を希望するときは、選考の上入学を許可する場合がある。

2 前項の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目、単位数の取扱いおよび在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（編入学）

第17条 次の各号の一に該当する者で第3年次に編入学を志願する者がある時は、選考の上、入学を許可することがある。

- （1）大学を卒業した者
- （2）短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- （3）大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

2 前項の細則については、別に定める。

第18条 前条並びに第16条について入学を志願する者および入学選考に合格した者は、第13条並びに第14条を準用する。

第3節 授業科目、履修方法および単位

（授業科目）

第19条 授業科目の種類は、必修科目および選択科目とする。授業科目の種類および単位数は別表第1の通りとする。

2 学生が履修すべき単位は、124単位以上とする。

3 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項の授業は、多様な教育情報機器を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

（単位取得の認定）

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験等により単位を認定する。

（履修の方法）

第21条 本学において開設する授業科目の履修方法については、本学則に定めるものの他、別に定める。

（単位の計算方法）

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、以下の基準により計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習および実技等については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業について、講義、演習、実習又は実技の内、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して単位数を定めるものとする。

3 第1項の規定に関わらず卒業研究等については、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

(教職関係科目)

第23条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を受けようとする者のために教職関係科目を置く。

2 前項の授業科目の種類および単位数は、別表第1～第3の通りとする。

(学芸員資格に関する科目)

第24条 博物館法（昭和26年法律第285号）による学芸員の資格を得ようとする者のために、学芸員資格に関する科目を置く。

2 前項の授業科目の種類および単位数は、別表第1の通りとする。

(履修登録)

第25条 学生は、各学期のはじめに当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の科目を履修、又単位を取得することはできない。

3 科目の履修登録は、各学期のはじめに公示する授業時間割による。

(試験の時期)

第26条 試験の時期は、各学期末および学年末とする。但し、必要があると認めるときは、その他の時期に行うことができる。

(学修の評価)

第27条 試験等の評価は、優、良、可、不可をもって表示し、可以上を合格とする。

(他大学における単位修得の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、本学との協定による他大学又は短期大学において履修した授業科目について、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 入学前に次の各号において学修し、本学が教育研究上有益と認める科目については、既修得単位として認定することができる。

(1) 大学、短期大学並びに専門学校における学修

- (2) 高等専門学校の特攻科における学修
- (3) 文部科学大臣が別に定める学修
- (4) 外国の大学又は短期大学における学修

2 前項により認定することのできる単位数は編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものとあわせて60単位を超えないものとする。

3 第1項による既修得単位の認定の取扱いは、別に定める。

4 第1項に関わる第3年次編入学生の単位の認定については、別に定める。

(大学又は短期大学以外の学修)

第30条 大学又は短期大学以外の教育施設等における学修について、教育上有益と認める場合は、その学修を本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

3 これにより与えることができる単位は、前2条の規程で定めた単位とあわせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学および除籍

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き3ヶ月以上修学することができない場合は、保証人署名、捺印の上、その理由を詳記して、病気の場合は医師の診断書を添えて学長に休学を願い出、その許可を得なければならない。

2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

3 第1項の取扱いの細則については、別に定める。

第32条 学長は前条にかかわらず、修学が不相当と認められる者に対し、休学を命じることができる。

(復学)

第33条 休学期間中にその事由が止んだときは、保証人署名、捺印の上、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第34条 他の大学に転学を希望する者は、保証人署名、捺印の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(留学)

第35条 外国の大学又は短期大学に留学を希望する者は、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人署名、捺印の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第10条に規定する在学年数を超えた者
- (2) 休学期間（4年）を超えても尚修学できない者
- (3) 督促を受けても尚授業料等を納入しない者
- (4) 死亡した場合

2 前項（3）に関する規程（学費納付規程）は別に定める。

第5節 卒業および学位

（卒業）

第38条 本学に4年以上在学し（第17条第1項により入学した者については同条第2項により定められた在学すべき年数）第19条の規定により定める単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

（学位授与）

第39条 前条により卒業した者に芸術学士の学位を授与する。

2 学位の授与にあたっては、次の区分により専攻分野を付記する。

芸術学部 芸術学（造形学科 デザイン学科）

（卒業に必要な単位）

第40条 卒業に必要な単位等については履修規程に定める。

第6節 学生証

（学生証）

第41条 学生は、本学所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第7節 入学検定料、入学金、授業料等

（入学金、授業料等）

第42条 学生は授業料その他所定の学費を納入しなければならない。

2 入学金は、第14条に定める指定期日までに納付しなければならない。

3 授業料等の金額、納付期日および納付方法は、別に定める。

（入学金、授業料等の免除、徴収の猶予又は分納）

第43条 入学金、授業料等について特別の事情があると認めた場合は、入学金又は授業料の一部を免除又は徴収の猶予並びに分納を許可することがある。

2 前項の納付に関する取扱いは、別に定める。

（退学時等の場合の授業料）

第44条 退学又は転学、並びに除籍となった者は、当該学期の授業料等を全額納入しなければならない。

（休学の場合の授業料）

第45条 休学した者については、本学学費納付規程に定める在籍料を納めなければならない。

（入学検定料、入学金および授業料等の不還付）

第46条 既納の入学検定料、入学金および授業料等は、原則として返還しない。

第8節 賞罰

（表彰）

第47条 学生として表彰すべき行為のあったときは、学長は教授会の議を経てその者を表彰する。

（懲戒）

第48条 本学の学則に違反、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の議を経てその者を懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、退学、停学および訓戒とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に行う。
 - （1）性行不良で改善の見込みのないと認められる者
 - （2）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - （3）正当の理由なくして出席常でない者
 - （4）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第3章 科目履修生、研究生および単位互換履修生

（科目等履修生）

第49条 本学に入学する資格を有する者で、本学の授業について1科目又は数科目を選んで履修したことがあるときは、本学の教育・研究に支障がない場合に限り教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 前項に規定する履修生について、その学修の成果を評価して、所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

（研究生）

第50条 本学に研究生を置くことができる。

- 2 前項の研究生に関する規程は、別に定める。

（単位互換履修生）

第51条 他の大学又は短期大学（外国の大学、短期大学を含む）との協定に基づき、教授会の議を経て単位互換履修生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定する履修生について、その学修の成果を評価して所定の単位を与えることができる。
- 3 単位互換履修生について必要な事項は、別に定める。

第4章 研究施設

（附属研究所）

第52条 本学に附属芸術文化研究所を置く。

2 前項の運営に関する規程は、別に定める。

第5章 附属図書館

（附属図書館）

第53条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の運営に関する規程は、別に定める。

第6章 学内共同教育研究施設

（附属博物館）

第54条 本学に附属博物館を置く。

2 前項の運営に関する規程は、別に定める。

（附属展示場）

第55条 本学に附属展示場をおく。

2 前項の運営に関する規程は、別に定める。

第7章 厚生施設

（福利厚生施設）

第56条 本学に福利厚生のための施設を置く。

2 前項の施設に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座

（公開講座）

第57条 本学は公開講座を開設することがある。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第9章 細則

（学生細則）

第58条 本学学生の守らなければならない細則は、別に定める。

（改廃）

第59条 この学則の改廃は、教授会並びに理事会の議を経て、これを行う。

附 則

この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。

（短期大学部学則との整合性を図るとともに、休学期間を明記）

附 則

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。

- 学則第3条第2項の追加および第3項の変更
- 入学資格の一部変更
- 別表第1 授業科目の種類および単位数（イ）学部共通科目、（ロ）－②専門科目（観光デザイン学科）の一部変更

附 則

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

- 〔別表第1 授業科目の種類および単位数（イ）学部共通科目、（ロ）－①専門科目（造形学科）（ロ）－②専門科目（観光デザイン学科）の一部変更〕

附 則

1 この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

- メディアデザイン学科の設置に伴う定員変更、メディアデザイン学科教職関連科目の開設に伴う学則第23条別表第1、別表第2、別表第3の一部変更並びに教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の追加
- 学校教育法の一部改正に伴う第7条、第8条の一部改正
- メディアデザイン学科設置に伴う第39条の一部改正
- 学則第19条別表第1（授業科目の種類および単位数）（イ）学部共通科目の一部改正（ロ）－①専門科目（造形学科）、③専門科目（観光デザイン学科）の一部改正
- 学則第23条別表第1（教職に関する科目および単位数）、別表第2（教科に関する科目および単位数）、別表第3（教科又は教職に関する科目および単位数）教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の一部改正

2 学則第19条別表第1（ロ）－①③、学則第23条の別表に係る改正については、平成19年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

- 〔学則第19条別表第1（授業科目の種類および単位数）（イ）学部共通科目の一部改正、（ロ）－③専門科目（観光デザイン学科）の一部改正〕

2 学則第19条別表第1（ロ）－③に係る改正については、平成19年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

学則第19条第3項並びに第4項、第22条第2項を追加、学則第19条別表第1（授業科目の種類および単位数）（イ）学部共通科目、（ロ）－③、学則第23条別表第2（教科に関する科目および単位数）（メディアデザイン学科）、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の一部改正

2 学則第23条別表第2および教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の改正につ

い ては、平成21年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

- 学則第19条別表第1（授業科目の種類および単位数）（イ）学部共通科目の一部改正、（ロ）－③専門科目（観光デザイン学科）の一部改正
- 教育職員免許法施行規則の改正による学則第23条別表第1（教職に関する科目および単位数）の一部改正

2 学則第23条別表第1の改正については、平成22年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。

- デザイン学科設置に伴う学則第3条第1項・第3項の改正
- デザイン学科設置に伴う学則第39条第2項の改正
- 学則第19条別表第1（授業科目の種類および単位数）（イ）学部共通科目から（イ）－①造形学科一般教育科目への改正、（ロ）－①専門科目（造形学科）から（ロ）－①造形学科専門教育科目1・2への改正
- 学則第23条別表第1（教職に関する科目および単位数）、別表第2（教科に関する科目および単位数）、別表第3（教科又は教職に関する科目および単位数）教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の一部改正
- 学則第24条別表第1（学芸員資格に関する授業科目の種類および単位数）

2 旧学則第3条第1項・第3項並びに第39条第2項に定めるメディアデザイン学科および観光デザイン学科については、在学生が卒業するのを待って廃止する。なお、廃止するまでの間の教育条件の維持には万全を尽くすこととする。

（デザイン学科の設置に伴う変更による）

3 学則第23条の別表第1、第2、第3、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目および学則第24条別表第1の改正については、平成23年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成23年12月 1日より施行する。

- 〔学則第19条別表第1（授業科目の種類および単位数）一部改正〕

附 則

1 この学則は、平成24年 4月 1日より施行する。

- 学則第19条別表第1（授業科目の種類および単位数）一部改正
- 博物館法施行規則の改正に伴う学則第24条別表第1の一部改正

2 学則第24条別表第1に定める科目の改正については、平成24年度入学生から適用する。

学則第19条別表第1 授業科目の種類および単位数

(イ) - ① 造形学科一般教育科目

学科等の名称	授 業 科 目			単 位 数		履修年次	備 考
	区分	分野	名 称	必修	選択		
芸術学部 造形学科	一般教育科目	導入	教養ゼミ	2		1年次	一般教育科目から 36単位以上必修 (導入2単位、言語と 表現6単位、情報1 単位を含む)
		人間と表現	芸術学概論		2	1年次以上	
			コミュニケーション論ゼミ		2	1年次以上	
			人間論		2	1年次以上	
			宗教学		2	1年次以上	
			文芸論A		2	1年次以上	
			文芸論B		2	1年次以上	
			身体表現演習		2	1年次以上	
			文章表現演習		2	1年次以上	
		現代社会と環境	生涯学習概論		2	2年次以上	
			法学（日本国憲法）		2	1年次以上	
			文化人類学		2	2年次以上	
			自然環境論		2	1年次以上	
			世界遺産論		2	1年次以上	
			観光文化論		2	1年次以上	
			サイエンス・リテラシー		2	1年次以上	
			ボランティア演習		2	1年次以上	
		からだとこころ	心理学A（社会・臨床心理学）		2	1年次以上	
			心理学B（発達・青年心理学）		2	1年次以上	
			生涯スポーツ演習		1	2年次以上	
			健康科学演習A		2	1年次以上	
			健康科学演習B		2	1年次以上	
		言語と表現	英語Ⅰ		1	1年次以上	
			英語Ⅱ		1	1年次以上	
			英語Ⅲ		1	2年次以上	
			英語Ⅳ		1	2年次以上	
			英語Ⅴ		1	3年次以上	
			英語Ⅵ		1	3年次以上	
			仏語ⅠA-1		1	1年次以上	
			仏語ⅠA-2		1	1年次以上	
			仏語ⅠB-1		1	1年次以上	
			仏語ⅠB-2		1	1年次以上	
			仏語Ⅱ-1		1	2年次以上	
			仏語Ⅱ-2		1	2年次以上	
			中国語Ⅰ-1		1	1年次以上	
			中国語Ⅰ-2		1	1年次以上	
中国語Ⅱ-1		1	2年次以上				
中国語Ⅱ-2		1	2年次以上				
情報	情報基礎演習Ⅰ		1	1年次以上			
	情報基礎演習Ⅱ		1	1年次以上			
	情報応用演習		2	2年次以上			
	情報科学		2	1年次以上			
	情報基礎論		2	1年次以上			

(イ) - ① 造形学科一般教育科目

学科等の名称	授 業 科 目			単 位 数		履修年次	備 考
	区分	分野	名称	必修	選択		
芸術学部 造形学科	一般教育科目	美術 研修	国内美術研修		1	1年次以上	一般教育科目から 36単位以上必修 (導入2単位、言語と 表現6単位、情報1 単位を含む)
			海外美術研修		1	1年次以上	
			海外美術実地研究		2	2年次以上	
		伝統 芸術	華道理論Ⅰ		2	1年次以上	
			華道理論Ⅱ		2	1年次以上	
			華道Ⅰ		2	1年次以上	
			華道Ⅱ		2	1年次以上	
			華道Ⅲ		2	2年次以上	
			華道Ⅳ		2	2年次以上	
			華道Ⅴ		2	3年次以上	
			華道Ⅵ		2	3年次以上	
			華道Ⅶ		2	4年次以上	
			華道Ⅷ		2	4年次以上	
			書道Ⅰ-1		1	1年次以上	
			書道Ⅰ-2		1	1年次以上	
		書道Ⅱ-1		1	2年次以上		
		書道Ⅱ-2		1	2年次以上		
		キャリア・ プランニング	コンピュータ基礎実習		1	1年次以上	
キャリア・プランニング			2	2年次以上			
インターンシップ研修			2	2年次以上			

第2編 学則（京都嵯峨芸術大学芸術学部学則）

(イ) -② デザイン学科一般教育科目

学科等の名称	授 業 科 目			単位数		履修年次	備考	
	区分	分野	名称	必修	選択			
芸術学部 デザイン学科	一般教育科目	導入	教養ゼミ	2		1年次	一般教育科目から 36単位以上必修 (導入2単位、言語と 表現6単位、情報1 単位を含む)	
		人間と表現	芸術学概論		2			1年次以上
			コミュニケーション論ゼミ		2			1年次以上
			人間論		2			1年次以上
			宗教学		2			1年次以上
			文芸論A		2			1年次以上
			文芸論B		2			1年次以上
			身体表現演習		2			1年次以上
			文章表現演習		2			1年次以上
		現代社会と環境	生涯学習概論		2			2年次以上
			法学（日本国憲法）		2			1年次以上
			文化人類学		2			2年次以上
			自然環境論		2			1年次以上
			世界遺産論		2			1年次以上
			観光文化論		2			1年次以上
			サイエンス・リテラシー		2			1年次以上
			ボランティア演習		2			1年次以上
		からだといこころ	心理学A（社会・臨床心理学）		2			1年次以上
			心理学B（発達・青年心理学）		2			1年次以上
			生涯スポーツ演習		1			2年次以上
			健康科学演習A		2			1年次以上
			健康科学演習B		2			1年次以上
		言語と表現	英語Ⅰ		1			1年次以上
			英語Ⅱ		1			1年次以上
			英語Ⅲ		1			2年次以上
			英語Ⅳ		1			2年次以上
			英語Ⅴ		1			3年次以上
			英語Ⅵ		1			3年次以上
			仏語ⅠA-1		1			1年次以上
			仏語ⅠA-2		1			1年次以上
			仏語ⅠB-1		1			1年次以上
			仏語ⅠB-2		1			1年次以上
			仏語Ⅱ-1		1			2年次以上
			仏語Ⅱ-2		1			2年次以上
			中国語Ⅰ-1		1			1年次以上
			中国語Ⅰ-2		1			1年次以上
		中国語Ⅱ-1		1		2年次以上		
		中国語Ⅱ-2		1		2年次以上		
		情報	情報基礎演習Ⅰ		1			1年次以上
			情報基礎演習Ⅱ		1			1年次以上
情報応用演習			2		2年次以上			
情報科学			2		1年次以上			
情報基礎論			2		1年次以上			

(イ) -② デザイン学科一般教育科目

学科等の名称	授 業 科 目			単 位 数		履修年次	備 考
	区分	分野	名称	必修	選択		
芸術学部 デザイン学科	一般教育科目	美術 研修	国内美術研修		1	1年次以上	一般教育科目から 36単位以上必修 (導入2単位、言語と 表現6単位、情報1 単位を含む)
			海外美術研修		1	1年次以上	
			海外美術実地研究		2	2年次以上	
		伝統 芸術	華道理論Ⅰ		2	1年次以上	
			華道理論Ⅱ		2	1年次以上	
			華道Ⅰ		2	1年次以上	
			華道Ⅱ		2	1年次以上	
			華道Ⅲ		2	2年次以上	
			華道Ⅳ		2	2年次以上	
			華道Ⅴ		2	3年次以上	
			華道Ⅵ		2	3年次以上	
			華道Ⅶ		2	4年次以上	
			華道Ⅷ		2	4年次以上	
			書道Ⅰ-1		1	1年次以上	
			書道Ⅰ-2		1	1年次以上	
			書道Ⅱ-1		1	2年次以上	
			書道Ⅱ-2		1	2年次以上	
			キャリア・ プランニング	コンピュータ基礎実習		1	
キャリア・プランニング		2		2年次以上			
インターンシップ研修		2		2年次以上			

(ロ)－① 造形学科専門教育科目1

学科等の名称	授業科目			単位数		履修年次	備考	
	区分	分野	名称	必修	選択			
芸術学部 造形学科	専門教育科目1	芸術の世界	日本美術史		2	1年次以上	専門教育科目1から 20単位以上必修 (京都プロジェクト関連科目については、京都デザイン論、京都文化論、仏教文化論の内、1科目2単位必修)	
			東洋美術史		2	1年次以上		
			西洋美術史		2	1年次以上		
			西洋近代美術史		2	1年次以上		
			現代美術論		2	1年次以上		
			日本建築文化史		2	1年次以上		
			西洋建築文化史		2	1年次以上		
			工芸概論		2	1年次以上		
			映像芸術論		2	1年次以上		
			映像文化史		2	1年次以上		
			技法演習A (絵画・映像メディア表現含む)		2	1年次以上		
			技法演習B(彫刻)		2	1年次以上		
			技法演習C (デザイン・映像メディア表現含む)		2	1年次以上		
			技法演習D(工芸)		2	1年次以上		
			芸術と社会	デザイン史		2		1年次以上
				デザイン概論		2		1年次以上
		メディアデザイン概論			2	1年次以上		
		メディア工学			2	2年次以上		
		感性科学概論			2	2年次以上		
		ユニバーサルデザイン論			2	1年次以上		
		観光デザイン概論			2	1年次以上		
		イベント・デザイン論			2	1年次以上		
		観光施設デザイン論			2	2年次以上		
		シナリオ制作論Ⅰ			2	1年次以上		
		シナリオ制作論Ⅱ			2	1年次以上		
		芸術心理学			2	2年次以上		
		芸術と思想			2	1年次以上		
		芸術思考法演習			2	3年次以上		
		現代社会と芸術			2	1年次以上		
		エコツーリズム・デザイン論			2	1年次以上		
		アートマネジメント論		2	1年次以上			
		アートマネジメント演習		2	2年次以上			
知的財産論		2	2年次以上					
保存科学概論		2	2年次以上					

(ロ)－① 造形学科専門教育科目1

学科等の名称	授業科目			単位数		履修年次	備考
	区分	分野	名称	必修	選択		
芸術学部 造形学科	専門 教育 科目 1	京都 プロ ジェ クト 関 連 科 目	京都デザイン論		2	1年次以上	専門教育科目から20 単位以上必修 (京都プロジェクト関連科 目については、京都デ ザイン論、京都文化論、仏 教文化論の内、1科目 2単位必修)
			京都文化論		2	1年次以上	
			仏教文化論		2	1年次以上	
			芸能文化史		2	1年次以上	
			京都プロジェクトA		2	2年次以上	
			京都プロジェクトB		2	2年次以上	
			京都プロジェクトC		2	2年次以上	
			京都プロジェクトD		2	2年次以上	
			京都プロジェクトE		2	2年次以上	
			京都プロジェクトF		2	2年次以上	

第2編 学則（京都嵯峨芸術大学芸術学部学則）

(ロ) -① 造形学科専門教育科目2

学科等の名称	授 業 科 目		単 位 数		履修年次	備 考
	区分	名 称	必修	選択		
芸術学部 造形学科		造形基礎実習Ⅰ	4		1年次	48単位必修
		作品研究Ⅰ	2		1年次	
		造形基礎実習Ⅱ	4		1年次	
		作品研究Ⅱ	2		1年次	
		造形基礎実習Ⅲ	4		2年次	
		作品研究Ⅲ	2		2年次	
		造形基礎実習Ⅳ	4		2年次	
		作品研究Ⅳ	2		2年次	
		造形専門実習Ⅰ	4		3年次	
		作品研究Ⅴ	2		3年次	
		造形専門実習Ⅱ	4		3年次	
		作品研究Ⅵ	2		3年次	
		造形専門実習Ⅲ	4		4年次	
		作品研究Ⅶ	2		4年次	
	卒業制作	6		4年次		
	専門教育科目2	東洋・日本美術研究A		2	2年次以上	12単位以上必修
		東洋・日本美術研究B		2	2年次以上	
		東洋・日本美術理論演習		2	3年次以上	
		西洋美術研究A		2	2年次以上	
		西洋美術研究B		2	2年次以上	
		西洋美術理論演習		2	3年次以上	
		工芸研究		2	2年次以上	
		工芸理論演習		2	3年次以上	
		先端芸術・メディアアート研究		2	2年次以上	
		先端芸術理論演習		2	3年次以上	
		現代芸術研究A		2	2年次以上	
		現代芸術研究B		2	2年次以上	
現代芸術理論演習			2	3年次以上		
近代芸術研究		2	2年次以上			
現代作家論A(絵画・版画)		2	2年次以上			
現代作家論B(彫刻・工芸)		2	2年次以上			
現代作家論C (写真・映像・メディアアート)		2	2年次以上			

(ロ)ー② デザイン学科専門教育科目1

学科等の名称	授業科目			単位数		履修年次	備考
	区分	分野	名称	必修	選択		
芸術学部 デザイン学科	専門教育科目1	芸術の世界	日本美術史		2	1年次以上	専門教育科目1から 20単位以上必修 (京都プロジェクト関連科目については、京都デザイン論、京都文化論、仏教文化論の内1科目2単位を含め4単位必修)
			東洋美術史		2	1年次以上	
			西洋美術史		2	1年次以上	
			西洋近代美術史		2	1年次以上	
			現代美術論		2	1年次以上	
			日本建築文化史		2	1年次以上	
			西洋建築文化史		2	1年次以上	
			工芸概論		2	1年次以上	
			映像芸術論		2	1年次以上	
			映像文化史		2	1年次以上	
			技法演習A (絵画・映像メディア表現含む)		2	1年次以上	
			技法演習B(彫刻)		2	1年次以上	
			技法演習C (デザイン・映像メディア表現含む)		2	1年次以上	
			技法演習D(工芸)		2	1年次以上	
		芸術と社会	デザイン史		2	1年次以上	
			デザイン概論		2	1年次以上	
			メディアデザイン概論		2	1年次以上	
			メディア工学		2	2年次以上	
			感性科学概論		2	2年次以上	
			ユニバーサルデザイン論		2	1年次以上	
			観光デザイン概論		2	1年次以上	
			イベント・デザイン論		2	1年次以上	
			観光施設デザイン論		2	2年次以上	
			シナリオ制作論Ⅰ		2	1年次以上	
			シナリオ制作論Ⅱ		2	1年次以上	
			芸術心理学		2	2年次以上	
			芸術と思想		2	1年次以上	
芸術思考法演習		2	3年次以上				
現代社会と芸術		2	1年次以上				
エコツーリズム・デザイン論		2	1年次以上				
アートマネジメント論		2	1年次以上				
アートマネジメント演習		2	2年次以上				
知的財産論		2	2年次以上				
保存科学概論		2	2年次以上				

第2編 学則（京都嵯峨芸術大学芸術学部学則）

(ロ)－② デザイン学科専門教育科目1

学科等の名称	授業科目			単位数		履修年次	備考
	区分	分野	名 称	必修	選択		
芸術学部 デザイン学科	専門教育科目1	京都プロジェクト関連科目	京都デザイン論		2	1年次以上	専門教育科目1から 20単位以上必修 (京都プロジェクト関連科目については、京都デザイン論、京都文化論、仏教文化論の内1科目2単位を含め4単位必修)
			京都文化論		2	1年次以上	
			仏教文化論		2	1年次以上	
			芸能文化史		2	1年次以上	
			京都プロジェクトA		2	2年次以上	
			京都プロジェクトB		2	2年次以上	
			京都プロジェクトC		2	2年次以上	
			京都プロジェクトD		2	2年次以上	
			京都プロジェクトE		2	2年次以上	
			京都プロジェクトF		2	2年次以上	

(ロ) -② デザイン学科専門教育科目2

学科等の名称	授業科目		単位数		履修年次	備考			
	区分	名称	必修	選択					
芸術学部 デザイン学科		デザイン基礎実習Ⅰ	4		1年次	48単位必修			
		デザイン基礎演習Ⅰ	2		1年次				
		デザイン基礎実習Ⅱ	4		1年次				
		デザイン基礎演習Ⅱ	2		1年次				
		デザイン基礎実習Ⅲ	4		2年次				
		デザイン基礎演習Ⅲ	2		2年次				
		デザイン基礎実習Ⅳ	4		2年次				
		デザイン基礎演習Ⅳ	2		2年次				
		デザイン専門演習Ⅰ	6		3年次				
		デザイン専門演習Ⅱ	6		3年次				
		卒業制作(研究)Ⅰ	6		4年次				
		卒業制作(研究)Ⅱ	6		4年次				
		専門教育科目2		プロダクトデザイン論			2	2年次以上	12単位以上必修
				インテリアデザイン論			2	2年次以上	
ビジュアルデザイン論				2	2年次以上				
広告論				2	2年次以上				
商品企画論				2	2年次以上				
色彩計画論				2	2年次以上				
デザイン用語論				2	2年次以上				
メディア技術史				2	2年次以上				
アニメーション論				2	2年次以上				
インターフェイス論				2	2年次以上				
キャラクターデザイン論				2	2年次以上				
ゲームデザイン演習				2	2年次以上				
電子工学基礎論				2	2年次以上				
情報システム概論				2	2年次以上				
メディアプロデュース				2	2年次以上				
建築計画論				2	2年次以上				
福祉住環境論				2	2年次以上				
ランドスケープ論				2	2年次以上				
観光地域マーケティング論				2	2年次以上				
イベント・プロデュース論				2	2年次以上				
観光産業論				2	2年次以上				
デザイン評価法		2	2年次以上						
デザイン論講読Ⅰ		2	2年次以上						
デザイン論講読Ⅱ		2	2年次以上						

学則第23条別表第1 教職に関する科目および単位数

教職に関する科目および単位数

学科等の名称	教育職員免許法 施行規則の科目名	授業科目	単 位 数	履修年次	備考
芸術学部 造形学科 デザイン学科	教職の意義等に関する科目	教職論	2	1, 2年次	
	教育の基礎理論に関する科目	教育原理	2	1, 2年次	
		教育心理学	2	1, 2年次	
		教育経営学	2	2年次以上	
	教育課程および指導法に関する科目	教育の課程と方法	2	2年次以上	
		美術科教育法Ⅰ	2	2年次	
		美術科教育法Ⅱ	2	2年次	
		美術科教育法Ⅲ	2	3年次	
		美術科教育法Ⅳ	2	3年次	
		道徳教育論	2	1年次以上	中一種免のみ
		特別活動論	2	2年次以上	
		教育方法	2	2年次	
	生徒指導、教育相談および進路指導に関する科目	生徒指導論 (進路指導を含む。)	2	2年次以上	
教育相談論 (カウンセリングを含む。)		2	2年次以上		
教育実習	教育実習Ⅰ	2	3年次以上		
	教育実習Ⅱ	2	3年次以上	中一種免必修	
	事前・事後の指導	1	3年次以上		
教職実践演習	教職実践演習 (中・高)	2	4年次		
	計		35	中一種免35単位必修 高一種免31単位必修	

学則第23条別表第2 教科に関する科目および単位数

教科に関する科目および単位数（造形学科）

学科等の名称	教育職員免許法 施行規則の科目名	授業科目	単 位 数		履修年次	備考
芸術学部 造形学科	絵画(映像メディア表現を含む。)	造形基礎実習 I	4		1年次以上	映像メディア表現を含む。
		現代作家論A(絵画・版画)		2	2年次以上	
	彫刻	技法演習B(彫刻)		2	1年次以上	必修
		現代作家論B(彫刻・工芸)		2	2年次以上	
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	技法演習C(デザイン・映像メディア表現含む)		2	1年次以上	必修 映像メディア表現を含む。
		デザイン概論		2	1年次以上	
	工芸	技法演習D(工芸)		2	1年次以上	中1種免(美術)のみ必修
		工芸概論		2	1年次以上	
	美術理論および美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術およびアジアの美術を含む。)	日本美術史		2	1年次以上	必修 鑑賞並びに日本の伝統美術およびアジアの美術を含む。 必修 鑑賞並びに日本の伝統美術およびアジアの美術を含む。 必修 鑑賞を含む。
		東洋美術史		2	1年次以上	
西洋美術史			2	1年次以上		
西洋近代美術史 現代社会と芸術 現代美術論			2 2 2	1年次以上 1年次以上 1年次以上		
	計		4	26	20単位以上必修	

第2編 学則（京都嵯峨芸術大学芸術学部学則）

教科に関する科目および単位数（デザイン学科）

学科等の名称	教育職員免許法 施行規則の科目名	授業科目	単 位 数		履修年次	備考
芸術学部 デザイン学科	絵画(映像メディア表現を含む。)	技法演習A(絵画・映像メディア表現含む)		2	1年次以上	必修 映像メディア表現を含む。
		現代作家論A(絵画・版画)		2	2年次以上	
	彫刻	技法演習B(彫刻)		2	1年次以上	必修
		現代作家論B(彫刻・工芸)		2	2年次以上	
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	デザイン基礎実習Ⅰ	4		1年次	映像メディア表現を含む。 映像メディア表現を含む。
		デザイン基礎実習Ⅱ	4		1年次	
	工芸	技法演習D(工芸)		2	1年次以上	中1種免(美術)のみ必修
		工芸概論		2	1年次以上	
	美術理論および美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術およびアジアの美術を含む。)	日本美術史		2	1年次以上	必修 鑑賞並びに日本の伝統美術およびアジアの美術を含む。 必修 鑑賞並びに日本の伝統美術およびアジアの美術を含む。 必修 鑑賞を含む。
		東洋美術史		2	1年次以上	
		西洋美術史		2	1年次以上	
西洋近代美術史 現代社会と芸術 現代美術論			2 2 2	1年次以上 1年次以上 1年次以上		
	計		8	24	20単位以上必修	

学則第23条別表第3 教科又は教職に関する科目および単位数

教科又は教職に関する科目および単位数

学科等の名称	教育職員免許法 施行規則の科目名	授業科目	単 位 数	履修年次	備考
芸術学部	教科又は教職に関する 科目	道徳教育論	2	1年次以上	高1種免のみ
造形学科 デザイン学科		生涯学習概論	2	2年次以上	

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

学科等の 名 称	免許法施行規則に定め る科目		授 業 科 目	単 位 数	履修年次	備 考
	科 目	単 位 数				
造形学科	日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2	1年次以上	
	体 育	2	健康科学演習A	2	1年次以上	1科目選択必修
			健康科学演習B	2	1年次以上	
	外国語コミュニケーション	2	英 語 I	1	1年次以上	英語、仏語、中国語 いずれかの組み合わせにより2単位選択必修
			英 語 II	1	1年次以上	
仏 語 IA-1			1	1年次以上		
仏 語 IA-2			1	1年次以上		
情報機器の操作	2	情報基礎演習 I	1	1年次以上		
		情報基礎演習 II	1	1年次以上		
デザイン学科	日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2	1年次以上	
	体 育	2	健康科学演習A	2	1年次以上	1科目選択必修
			健康科学演習B	2	1年次以上	
	外国語コミュニケーション	2	英 語 I	1	1年次以上	英語、仏語、中国語 いずれかの組み合わせにより2単位選択必修
			英 語 II	1	1年次以上	
仏 語 IA-1			1	1年次以上		
仏 語 IA-2			1	1年次以上		
情報機器の操作	2	情報基礎演習 I	1	1年次以上		
		情報基礎演習 II	1	1年次以上		

学則第24条別表第1 学芸員資格に関する授業科目の種類および単位数

科目区分	授 業 科 目	単位数		履修年次	備 考
		必 修	選 択		
省令科目	生涯学習概論	2		2年次以上	
	博物館概論	2		2年次以上	
	博物館経営論	2		3年次以上	
	博物館資料論	2		2年次以上	
	博物館資料保存論	2		3年次以上	
	博物館展示論	2		2年次以上	
	博物館教育論	2		3年次以上	
	博物館情報・メディア論	2		2年次以上	
	博物館実習	3		3年次以上	
関連科目	仏教文化論		2	1年次以上	10単位以上必修
	京都文化論		2	1年次以上	
	日本建築文化史		2	1年次以上	
	西洋建築文化史		2	1年次以上	
	日本美術史		2	1年次以上	
	西洋美術史		2	1年次以上	
	東洋美術史		2	1年次以上	
	芸能文化史		2	2年次以上	
	文化人類学		2	1年次以上	